

函 農 委 農
令和 7 年 (2025年) 8 月 21 日

経済建設常任委員会委員 各位

農業委員会事務局長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

貸付農地に対する固定資産税の軽減措置誤りについて

(農業委員会事務局農地課 電話 21-3341)

貸付農地に対する固定資産税の軽減措置誤りについて

1 概 要

所有する全ての農地（自作農地で 10 アール未満のものを除く）を、新たに農地中間管理機構に貸し付けた場合、その農地にかかる固定資産税の課税標準額が 2 分の 1 に軽減（10 年以上貸出で 3 年間、15 年以上貸出で 5 年間の軽減）される制度が、平成 28 年 4 月の地方税法の改正により創設されたが、農業委員会から財務部税務室に貸し付けた農地に関する情報提供がなされていなかつたことにより、過大に課税し徴収していたことが判明した。

2 対 象

対 象 者：令和 3 年度および令和 4 年度に農地中間管理機構に貸し付けた農地の所有者 4 名

還付予定額：30,000 円（最大 21,000 円）

課税対象期間：令和 4 年度～令和 7 年度

3 経 過

令和 7 年 7 月 7 日付けで渡島総合振興局長から（「農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税等軽減措置における事務処理の徹底について」）通知があったことから、平成 28 年度以降に農地中間管理機構へ 10 年以上貸し付けた農地の所有者について調査を行った結果、4 名の課税誤りが判明した。

4 原 因

農林水産省からの通知（「農地法の運用について」）において、軽減措置対象者については、農地中間管理機構への貸付手続を行っている農業委員会事務局から税務部局に情報提供することとされているが、これまで農業委員会事務局から財務部税務室（資産税担当）に情報を提供していなかつたことが原因と考えられる。

5 本市の対応および再発防止策

判明後速やかに対象者全員に対し経過を説明し謝罪するとともに、既に納付されたことにより生じた過誤納金について速やかに還付する。

今後は、複数の職員で対象者リストを作成・確認するなど、農業委員会事務局から財務部税務室への情報提供を徹底するとともに、制度改正時には情報共有することにより、再発防止に努める。